

# 中村区役所等複合庁舎における番号案内表示システム及び広告付き行政情報表示ディスプレイ設置事業企画競争実施公告

次のとおり公募型企画競争を行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和4年9月9日

名古屋市長 河村 たかし

## 1 業務の概要

(1)業務名 中村区役所等複合庁舎における番号案内表示システム及び広告付き行政情報表示ディスプレイ設置事業企画競争実施公告

(2)業務内容 別紙「仕様書」のとおり

(3)契約期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

ただし、公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和5年4月1日から4年を限度に、1年を単位として契約の更新を行うことができる。この場合、各年9月末日までに使用許可の更新を行うこと。

## 2 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要である。

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2)施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者(当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(15財用第5号に基づく指名停止(以下「指名停止」という。))を受けている者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがな

- されている者(同法に基づく更正手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けたものを除く。)でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けたものを除く。)でないこと。
- (5) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)、商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)又は有限責任事業組合契約に関する法律(平成17年法律第40号)によって設立された事業協同組合等においては、当該組合員が本企画競争に参加しようとする者であること。
- (6) 本企画競争の公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。本市の競争入札参加資格を有しないものにあつては、本企画競争の公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (7) 本企画競争の公告の日から契約候補者選定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」(平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」(19財契第103)に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (8) 名古屋市広告掲載基準第2に該当する業種又は事業者でないこと。
- (9) 市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。(地方税法(昭和25年法律第226号)第15条に基づき徴収の猶予を受けているとき、または、国税通則法(昭和37年法律第66号)第46条に基づき納税の猶予を受けているときは、滞納していない者とみなす。)
- (10) 令和3年度及び令和4年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「業務委託」、申請業種「宣伝・広告の企画」の競争入札参加資格を有すると認定されたものであること。

### 3 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒453-8501 名古屋市中村区竹橋町36番31号

名古屋市中村区役所企画経理室(区役所3階)

電話 052-453-5492 FAX 052-451-7639

メールアドレス a4535392@nakamura.city.nagoya.lg.jp

(2)案内書及び様式の入手方法

名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードする。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/nakamura/page/0000156162.html>

(3)企画提案書等の提出

ア 提出期限

令和4年10月12日(水)17時

イ 提出場所

(1)に同じ

ウ 提出部数

8部(正本1部、副本7部)

エ 提出方法

持参もしくは郵送による(郵送は書留または簡易書留郵便により郵送のこと)

(4)現地確認

本企画競争募集に係る説明会は開催しません。また、中村区役所等複合庁舎は現在建設中であり、工事の都合上、現地の確認はできませんので、企画競争に参加を希望する場合は、案内書をよく確認すること。

4 評価の手續及び契約候補者の選定

提出された企画提案書等についての評価は、本市職員のうちから選任する「中村区役所等複合庁舎における番号案内表示システム及び広告付き行政情報表示ディスプレイ設置事業者選定評価委員」が行い、最も優れている提案者を契約候補者とする。

5 その他

(1)企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2)次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した参加資格を有しない者のした提案

イ 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(3)提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない(本市から指示があった場合を除く)。

(4)その他詳細は、案内書による。